

議案第 33 号

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 3 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例

四万十町介護保険条例（平成18年四万十町条例第94号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改め、同条第 1 号中「29,400円」を「32,400円」に改め、同条第 2 号中「29,400円」を「48,600円」に改め、同条第 3 号中「44,100円」を「48,600円」に改め、同条第 4 号中「58,800円」を「58,320円」に改め、同条第 5 号中「73,500円」を「64,800円」に改め、同条第 6 号中「88,200円」を「77,760円」に改め、同条に次の 3 号を加える。

（7） 令第38条第 1 項第 7 号に掲げる者 84,240円

（8） 令第38条第 1 項第 8 号に掲げる者 97,200円

（9） 令第38条第 1 項第 9 号に掲げる者 110,160円

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第 1 号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,160円とする。

第 6 条第 3 項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第 5 号ロ」を「、第 5 号ロ、第 6 号ロ、第 7 号ロ又は第 8 号ロ」に、「から第 5 号」を「から第 8 号」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から起算して 1 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の四万十町介護保険条例第4条の規定は、平成27年度の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第3条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間に行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。

2 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間に行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。

3 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間に行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。

4 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間に行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。